

## 広島県告示第二百九十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

公立みつぎ総合病院	名 称
地 尾道市御調町市一二二四番	所 在 地
平成二十三年三月二六日	効力を有する期限
更新	備 考